

郵政民営化に関する意見

郵政民営化法は、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念としています。

こうした基本理念を踏まえ、私たちは他の金融団体とともに、従前より、郵政民営化にあたって、公正な競争条件の確保、適正な経営規模への縮小、地域との共存、利用者保護、を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。

以下、これまでの郵政民営化の進捗状況に対する、私たちの評価と期待を述べさせていただきます。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えないと考えています。

日本郵政株については、これまでに二度の売出しが行われましたが、いまだに政府が6割弱を保有しています。そして、ゆうちょ銀行株については、日本郵政が依然として、74.2%（議決権保有割合では89.0%）を保有している状況にあり、完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた具体的な道筋はいまだに明らかにされておられません。

なお、日本郵政グループは、銀行法上の持株会社の出資規制や子会社の業務範囲規制の適用が除外され、民間の銀行グループには認められていない郵便・物流や物販等の非金融業務と金融2社の金融業務をグループ一体となって推進しています。この点においても、公正な競争条件が確保されていないと考えています。

適正な経営規模への縮小

私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。

こうした中、昨年4月、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、ゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金につき、預入限度額を別個に、それぞれ1,300万円に引き上げられたことは誠に遺憾です。

また、2018年12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(以下、「意見」)は、限度額規制の緩和を提言するとともに、日本郵政グループに対し、「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」を求めました。しかし、預入限度額引き上げから約1年半が経過した現時点においても、本件が実施されていないことは、極めて遺憾です。

私たちは、何をおいてもインセンティブ撤廃の速やかな実施を求めます。また、インセンティブの撤廃が確実に実施されたことが広く確認できるよう、郵政民営化委員会や関係当局は、日本郵政グループおよびゆうちょ銀行に対し、撤廃への取組結果(他の評価項目に振り替えた場合はその状況を含む)を同委員会に報告するとともに、公表するよう求めます。

そのうえで、ゆうちょ銀行が量的拡大に走ることをないように、郵政民営化委員会や関係当局における継続的なモニタリング、厳格な検証が行われることが必要と考えています。

地域との共存

ゆうちょ銀行と民間金融機関は、地域の中小企業の事業承継支援、台風等の被害からの復興支援、新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援等を目的としたファンドの設立・出資を行っています。また、郵便局の空きスペースへの民間金融機関のATMコーナーの設置、郵便局窓口における民間金融機関の事務(住所・氏名・印鑑変更、口座解約、振替・振込等)の取次ぎなど、各行の経営判断のもと、様々な連携を進めています。

ゆうちょ銀行と民間金融機関が、地域活性化やお客さまの利便向上等を目的として、こうした連携・協調を進めていることは、意義があると考えています。

利用者保護

昨年来、日本郵政グループにおいて、保険や投資信託の不適切な営業活動が多数報告され、これにより多くのお客さまが経済的不利益を被ることになったことは大変残念です。

今後、お客さまに対するアフターフォローに加え、再発防止の観点から、グループ全体のガバナンスやコンプライアンス機能の強化、適正な営業推進態勢の確立に向けた取組み等が進むことを期待しています。

2. 今後の郵政民営化への期待

郵政民営化法は、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行の株式の全部処分を目指し、できる限り早期に処分することを求めています。公正な競争条件の確保の観点から、まずは、日本郵政がゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすとともに、その確実な実行が担保される必要があると考えています。

それがないままに、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げたり、業務範囲を広げたりすべきではありません。

前記の「意見」の中では、預入限度額の将来の見直しについて、「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること」とされています。

この「将来の見直し」についても、通常貯金の預入限度額の「緩和・引き上げ」ありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討を行うべきと考えます。

今後も引き続き、ゆうちょ銀行と民間金融機関との連携・協調の取組み

が各地で進むことを期待しています。こうした動きに水を差すことのないよう、郵政民営化委員会および関係当局において、公平かつ適正な審議・検討が行われることを希望します。

以 上